

仕様書

1 委託業務名

複業人材活用拡充プロジェクト事業

2 業務の目的

「テレワークの常態化」「副業・兼業の容認」など、価値観が変容し、多様な働き方が推進されるなか、「複業人材(地域貢献の意識が高い都市部人材)」の誘致を積極的に展開し、複業人材と地域住民・県内事業者等が、交流と協働を通じて深くつながることで、本県への新たな人の流れを加速化する。

具体的には、複業人材の「スキルやノウハウ」を活用した地域活動への参画や、地域住民・県内事業者等との交流を通じて地域課題の解決を図ることで、地域との絆の深化を支援する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託内容

本委託業務では、次に記載する事業に係る一切の業務を委託する。

(1) 実施事業

① 地域活動の企画・プラン作成

- 自治体や県内事業者等と連携のうえ地域課題を掘り起こすこと。
なお、地域課題の掘り起こしに関しては、委託者と協議のうえ決定すること。
- 複業人材が参加し、地域住民・県内事業者等との交流と協働を通じて地域課題の解決に取り組む受入れプランを3つ以上作成すること。
- 複業人材が地域住民・県内事業者等と継続的につながる活動や交流を企画すること。
- 東部・南部・西部の圏域(※)ごとに開催するよう努めること。

※ 東部圏域: 徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡
南部圏域: 阿南市・那賀郡・海部郡
西部圏域: 美馬市・三好市・美馬郡・三好郡

② 複業人材へのアプローチ、現地参加者の確保

- 「複業人材(地域貢献の意識が高い都市部人材)」の地域活動ニーズを掴むこと。
- ターゲットに向けて効果的な広報活動を展開し、参加者を広く募集すること。
- 現地参加者を計20名程度確保すること。

③ 複業人材の地域活動への参画

- 実施にあたっては地域住民・県内事業者等の意向に配慮することとし、自治体の協力も得られるよう努めること。
- 事前に地域住民・県内事業者等との意見交換等を通じて、地域の課題を明確にしておくこと。
- 複業人材と地域住民・県内事業者等が共に参加し、協働して、地域課題の解決を図ること。
- 徳島県への旅費については、委託者が認める場合を除き、原則、参加者負担を求めるとする。

④ 複業人材と地域住民・県内事業者等との交流

- 複業人材と地域住民・県内事業者等が深くつながる機会(交流会等)を提供すること。
- 複業人材が地域住民・県内事業者等と継続的につながるよう、フォローアップすること。

⑤ 情報発信

- 本業務に係る募集、実施状況など業務全般について、効果的な情報発信を行うこと。
- R3年度・R4年度に県が実施した事業(※参照)で複業人材が積み上げた活動を、記事にすること(2~3記事程度)。

※ <https://iju.pref.tokushima.lg.jp/wp-content/uploads/2023/02/bb67d985637ae77c36f35e3c773e7ad9.pdf>

- ・ 記事の対象とする事業者及び複業人材は委託者と協議のうえ決定すること。
- ・ 記事の作成にあたっては、複業人材にヒアリングの上、その事例や成果をわかりやすく、関心を高める内容にすること。
- ・ 自社媒体や県の所有する移住交流ポータルサイト等を活用し、効果的に記事を配信すること。
- ・ 徳島県内での複業に関する認知拡大を図るため、工夫を凝らした情報発信に努めること。

⑥ アンケート調査の実施

- ・ 複業人材と地域住民・県内事業者等双方へのアンケート調査を実施し、集計すること。

(2) 報告書の提出

- ・ 委託業務完了後は、実施結果及びその効果についてまとめた委託業務完了報告書を作成すること。
- ・ 委託業務完了報告書とは別に本業務の実績をコンパクトにまとめ、WEBサイト掲載、プレゼン等で発信可能な資料を作成すること。
- ・ 本事業の成果や、アンケート調査等を踏まえた事業の改善点、今後の複業人材活用拡充に向けた可能性や今後の課題について具体的に記載すること。

※報告書には、事業の画像または映像を使用し、分かりやすい内容とすること。

(3) その他

- ・ 複業人材に対し「とくしまで住み隊会員」への登録促進、県が管理運営するSNS (facebook、X(ツイッター)、インスタグラム)のフォロー・シェア誘引など、必要に応じて、徳島への想いを持って継続的な関係を構築する「徳島ファン」の拡大に有効な取組を企画・実施すること。

※とくしまで住み隊会員 <<https://iju.pref.tokushima.lg.jp/iju-shien/support/>>

※徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」

ホームページ <<https://iju.pref.tokushima.lg.jp/>>

facebook <<https://www.facebook.com/tokushima.iju>>

X(ツイッター) <https://twitter.com/tokushima_iju>

インスタグラム<https://www.instagram.com/sundeminde_tokushimade/>

- ・ 委託者から、(1)③及び④における事業実施状況の撮影などを依頼した場合、調整に協力すること。

5 委託者と連携した関係者との連絡調整

上記(1)～(3)の内容等は、委託者と受託者で協議を行いながら、随時、調整する。

6 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めること。
- (2) 事業は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- (3) 委託料については、事業実績によって減額精算することがある。
- (4) 契約履行過程で生じた成果物等は委託者に帰属し、委託者による自由な加工・二次使用ができることとする。
- (5) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても同様とする。
- (7) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。

